

総務部総務課に広報資料委員を置くの件

(昭和六十二年五月二十五日館長決定第五号)

総務部総務課に広報資料委員を置くの件を次のように定め、昭和六十二年五月二十五日から施行する。

- 1 総務部総務課に、広報資料委員（以下「委員」という。）若干人を置く。
- 2 委員は、命を受けて、館の広報資料の作成に係る企画、編集その他の事務を行う。
- 3 委員は、職員のうちから館長が命ずる。